

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の理由

奥州市では、1989年（平成元年）に国際連合の総会で採択された「児童の権利に関する条約」（日本は1994年に^{ひじゅん※1}批准）の趣旨を踏まえ、「奥州市子どもの権利に関する条例（以下、「権利条例」といいます。）」を定め、平成24年4月に^{しこう※2}施行しました。

この権利条例の目的「全ての子どもがいきいきと輝き、伸びやかにたくましく育ち、幸せな人生を送るため、子どもの権利を保障すること」を踏まえ、子どもの権利を保障するための取り組みを総合的かつ計画的に推進することを目指して、平成26年3月「奥州市子どもの権利に関する推進計画（以下、「第1次推進計画」といいます。）」を策定し、平成31年3月まで推進してきました。

この第1次推進計画の取り組みや検証結果を踏まえ、第2次推進計画を策定するものです。

※1 批准…条約を国が承認すること

※2 施行…法令の効力が発生すること

《奥州市子どもの権利に関する条例》

（目的）

第1条 この条例は、全ての子どもがいきいきと輝き、伸びやかにたくましく育ち、幸せな人生を送るため、子どもの権利を保障することを目的とします。

2 計画の性格

この計画は、権利条例第20条の規定に基づき、条例の目的である子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、奥州市の取り組みを示すとともに、保護者、保育所や幼稚園などの子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、地域住民、事業者^{※3}における子どもの権利を保障するための取り組みを推進する性格を有するものです。

※3 事業者…企業や雇用者など、事業を営む人

《奥州市子どもの権利に関する条例》

（推進計画の策定等）

第20条 市は、この条例を総合的かつ計画的に推進するため、次に掲げる取組を行うための推進計画を策定します。

- (1) 子どもの権利に関する情報の発信及び啓発
- (2) 子どもの権利に関する学習の機会の確保
- (3) 子どもの置かれている現状を把握するための取組
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの権利を保障するための取組

3 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

第2章 現状と課題

1 第1次推進計画の評価

平成26年3月に策定した第1次推進計画は、平成30年度までを計画期間とし、「全ての子どもがいきいきと輝き、伸びやかにたくましく育ち、幸せな人生を送ることができるまち」を基本理念として掲げ、4つの基本目標のもと、個別の事業や取組など総合的な施策を展開してきました。

(1) 第1次推進計画の主な取組及び成果指標の達成状況

○基本目標1 自分の良さを認めることのできる心を育みます

具体的な内容
<p>①親子のふれあい推進 親子関係がより豊かなものになるように、遊びや読書など、親子でふれあう機会を積極的に創出するとともに、自分が大切にされていると子どもが感じられるよう「ほめる子育て」を推進しました。</p> <p>主な取組 地域子育て支援拠点事業、ブックスタート、家庭の日、朝食デイ、奥州市家庭読書の日の普及啓発、各種教室・健診等を通じた保健指導及び支援、妊産婦のメンタルヘルスケア、家庭訪問、「ほめる子育て」の推進</p>
<p>②親が自信を持って子育てできる環境づくり 父親、母親が自分に自信を持って子育てができるような環境づくりを進めるとともに、協力して出産・育児に臨む意識づくりを進めました。</p> <p>主な取組 子育て支援センター事業、家庭訪問、各種相談事業、パパママセミナー、男女共同参画推進事業、企業における子育て支援の普及啓発 夫婦が相互に認め合う意識づくりの推進</p>

【指標】

・「自分には何かひとつでも良いところがある」と思っている子どもの割合

(平成24年度) - % ⇒ 実績値(令和元年度) 58.4% [目標値(平成30年度) 60.0%]

※実績値(令和元年度)は、小中高生向けに実施した「奥州市子どもの権利に関するアンケート調査結果(速報値)」による

○基本目標2 子どもが参画できる機会を増やします

具体的な内容
<p>①地域における子どもの活動の充実 子どもを地域の一員として大切に、地域行事や奉仕活動、体験活動に参加しやすい雰囲気をつくるなど、子どもの活動機会や活動の場の拡大に努めました。</p> <p>主な取組 教育振興運動の推進、地域主体の取組における子どもの参加、子ども会活動、ジュニアリーダー活動</p>
<p>②学校における子どもの自主的な活動の推進 学校における子どもの自主的な活動を推進し、自己の素質や能力などを発展させる機会の創出に努めました。</p> <p>主な取組 キャリア教育、総合的な学習の時間、児童会・生徒会活動、学級活動等の特別活動の推進</p>

【指標】

・「周りの大人に、自分の考えや思いを言うことができる」と思っている子どもの割合

(平成24年度) 73.8% ⇒ 実績値(令和元年度) 71.6% [目標値(平成30年度) 80.0%]

・「友だちに、自分の考えや思いを言うことができる」と思っている子どもの割合

(平成24年度) 83.2% ⇒ 実績値(令和元年度) 78.8% [目標値(平成30年度) 90.0%]

※実績値(令和元年度)は、小中高生向けに実施した「奥州市子どもの権利に関するアンケート調査結果(速報値)」による

○基本目標3 相手を思いやる気持ちを育てます

具体的な内容

①子ども自身の子どもの権利に関する学びの支援

道徳教育や生徒指導などを含むすべての教育活動を通して、自己肯定感や他者を思いやりたり助け合ったりする心について学ぶなど、子ども自身の子どもの権利に関する学びを支援しました。

主な取り組み 人権擁護委員による人権啓発事業、社会福祉協力校、ボランティア教育、思春期保健講話事業、思いやりの心を育む道徳教育や生徒指導の充実、子どもの権利に関する子ども向けの普及啓発資料の作成、中学生のための命の大切さを考える講演会、孫世代のための認知症講座

【指標】

・「家族や友だち、先生など、周りの人から大切にされている」と思っている子どもの割合

(平成24年度) 66.0% ⇒ 実績値(令和元年度) 78.6% [目標値(平成30年度) 75.0%]

※実績値(令和元年度)は、小中高生向けに実施した「奥州市子どもの権利に関するアンケート調査結果(速報値)」による

○基本目標4 子どもの権利に対する意識を高めます

具体的な内容

①子どもの権利に関する普及啓発及び学びの支援

広報や各組織の活動を通して、子どもの権利に対する理解をより深めることができるよう啓発しました。

主な取り組み 広報等での普及啓発、人権擁護委員による人権啓発事業、教育振興運動の推進、子育てサポーターの養成と活用

【指標】

・「奥州市子どもの権利に関する条例」を知っている、聞いたことがある子どもの割合

(平成24年度) 11.8% ⇒ 実績値(令和元年度) 20.6% [目標値(平成30年度) 50.0%]

※実績値(令和元年度)は、小中高生向けに実施した「奥州市子どもの権利に関するアンケート調査結果(速報値)」による

・「奥州市子どもの権利に関する条例」を知っている、聞いたことがある大人の割合

(平成24年度) 31.7% ⇒ 実績値(令和元年度) 38.5% [目標値(平成30年度) 50.0%]

※実績値(令和元年度)は、保護者向けに実施した「奥州市子どもの権利に関する実態・意識調査結果(速報値)」による

(2) まとめ

上記(1)の主な取組をはじめ、第1次推進計画で実施した取組や施策を通して子どもの権利の保障を総合的に進めてきたことで、一定の成果を生んでいると評価することができます。

しかしながら、基本目標4の「奥州市子どもの権利に関する条例」を知っている、聞いたことがある子ども及び大人の割合の指標については、課題が残るものとなっています。

したがって、第2次推進計画においては、第1次推進計画の基本的な考え方を引き続き推進しつつ、子どもの権利の保障を一層進めるよう、取り組んでいく必要があると考えられます。

2 実態・意識調査から見る子どもの現状

子どもや保護者の実態・意識を把握し、第2次推進計画を策定する際の基礎資料とするため、令和元年7月に、大人、子どもそれぞれ約1,000人を対象とした「子どもの権利に関するアンケート調査及び実態・意識調査」を実施しました。この調査結果を踏まえ、平成24年度に行った「子どもの権利に関する実態・意識調査」と比較検証を行い、現状を整理します。

(1) 自己肯定感^{※4}について

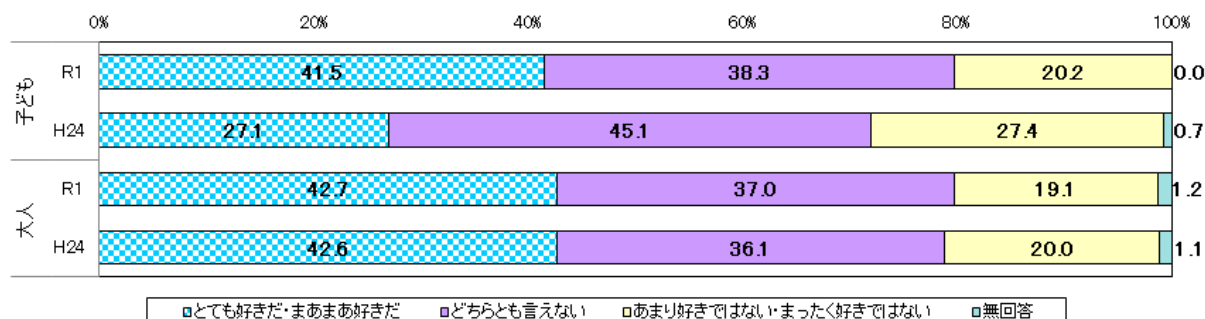
① 子どもと大人の自己肯定感について

「自分のことが好きか」「周りの人に大切にされているか」「周りの人にどう思われているか気になるか」「人の役に立つことをしたいか」という4つの項目についてたずねたところ、以下のとおりになりました。このうち、「自分のことが好きか」については、「とても好きだ・まあまあ好きだ」と答えた大人が42.7%、子どもは41.5%と、大人は前回調査時と同様でしたが、子どもが14.4ポイント増えています。

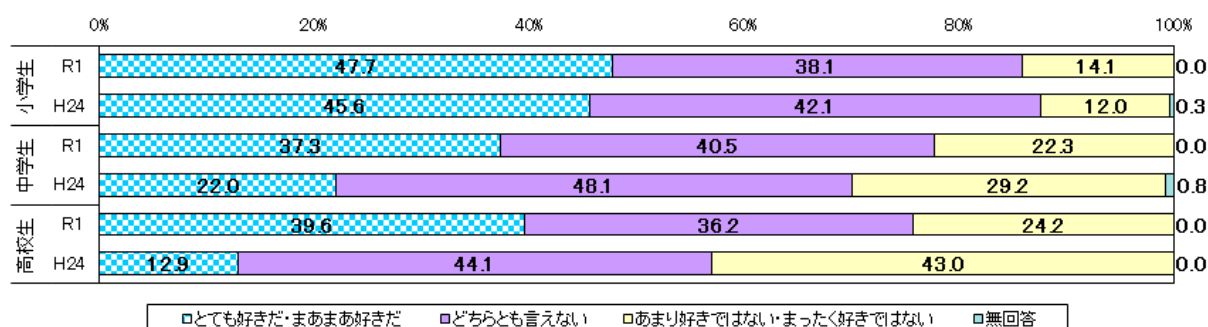
また、前回調査時には、子どもの年代が上がるにつれて「好き」の割合が低下する傾向が見られましたが、今回の調査では「とても好きだ・まあまあ好きだ」と答えた小学生が47.7%だったのに対し、中学生が37.3%、高校生が39.6%と、年代毎の差が小さくなっています。

※4 自己肯定感…ありのままの自分を受け入れ、「自分はかけがえのない存在だ」と思える気持ち

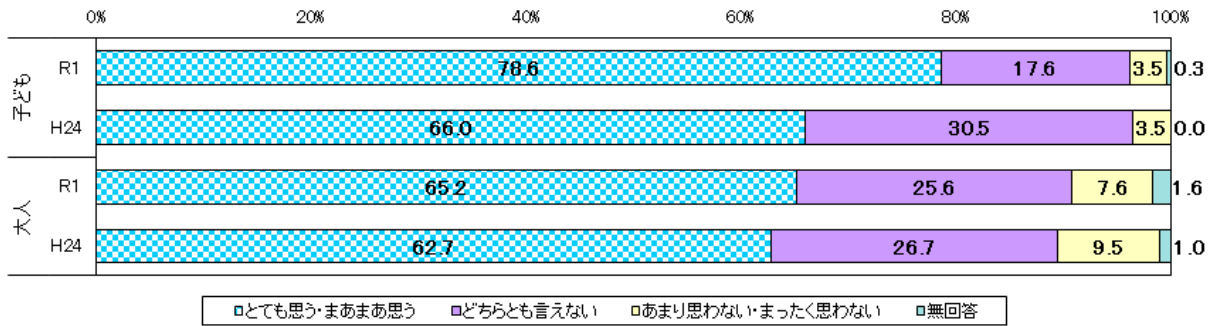
【自分のことが好きだ】



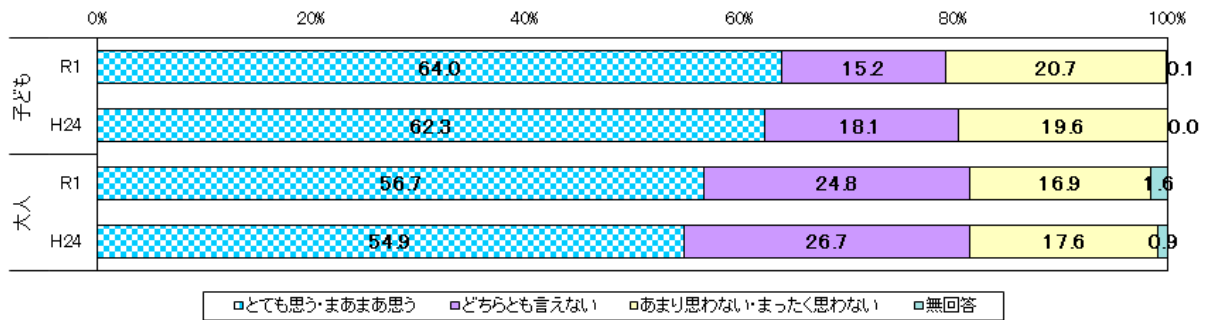
(年代別)



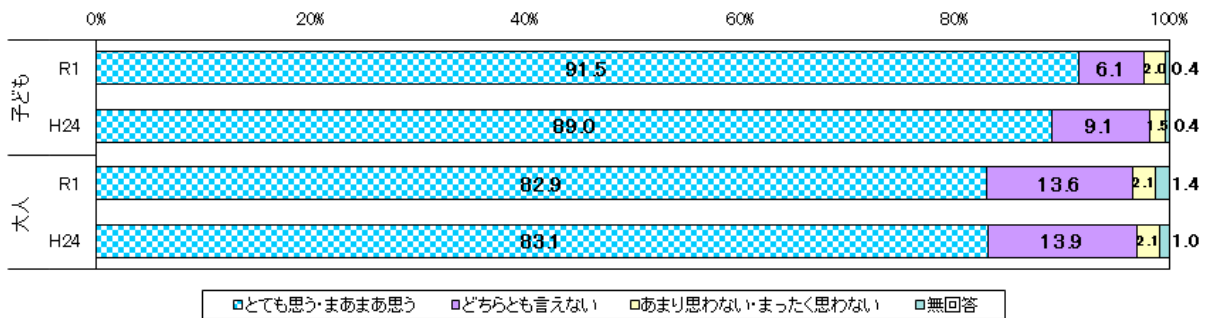
【自分は、家族や友だち、先生など、周りの人から大切にされている】



【自分が、家族や友だち、先生など、周りの人にどう思われているか気になる】



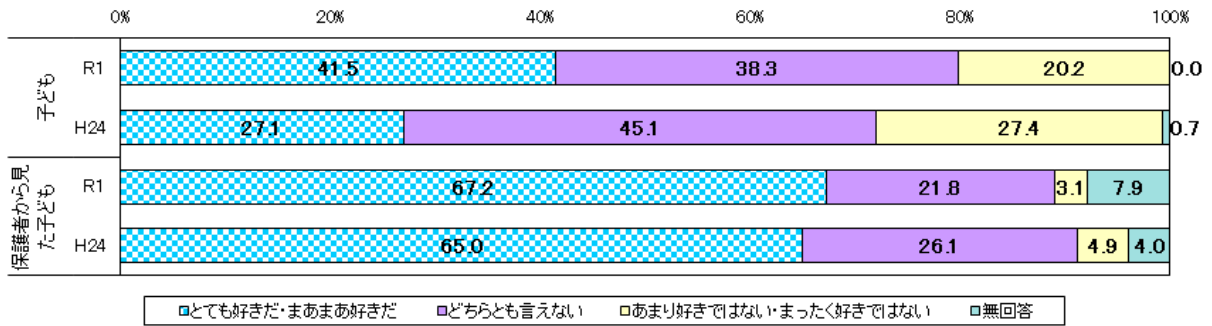
【人の役に立つことをしたい】



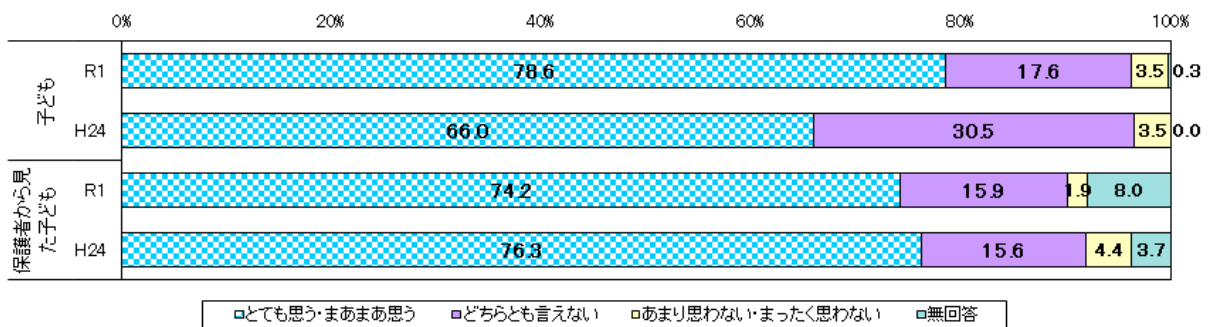
② 保護者から見た、子どもの自己肯定感について

小学生以上の子どもを持つ保護者に、「子どもが、子ども自身のことをどのように思っていると思いますか」とたずねたところ、以下のとおりになりました。前出の子どもの回答と比較すると、「自分のことが好きか」については、「とても好きだ・まあまあ好きだ」と答えた子どもが41.5%だったのに対し、「子どもはとても好きだ・まあまあ好きだと思っているだろう」と答えた保護者は67.2%もいました。また、「人の役に立つことをしたいか」については、「とても思う・まあまあ思う」と答えた子どもが91.5%だったのに対し、「子どもはとても思う・まあまあ思うと思っているだろう」と答えた保護者は66.2%でした。このように、前回調査と同様に子どもの実態と保護者の感じ方に差が見られました。

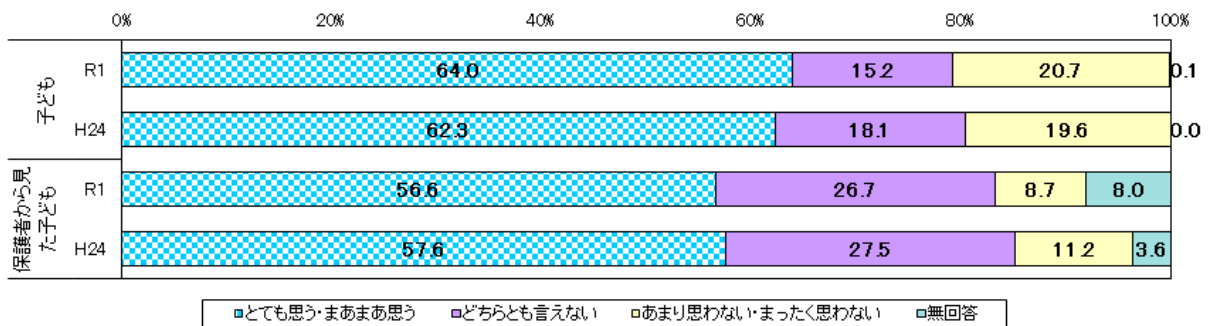
【自分のことが好きだ】



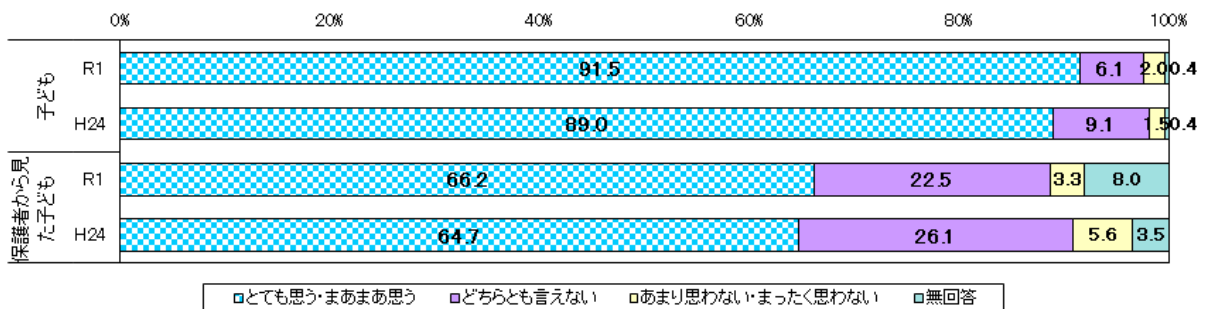
【自分は、家族や友だち、先生など、周りの人から大切にされている】



【自分が、家族や友だち、先生など、周りの人にどう思われているか気になる】



【人の役に立つことをしたい】



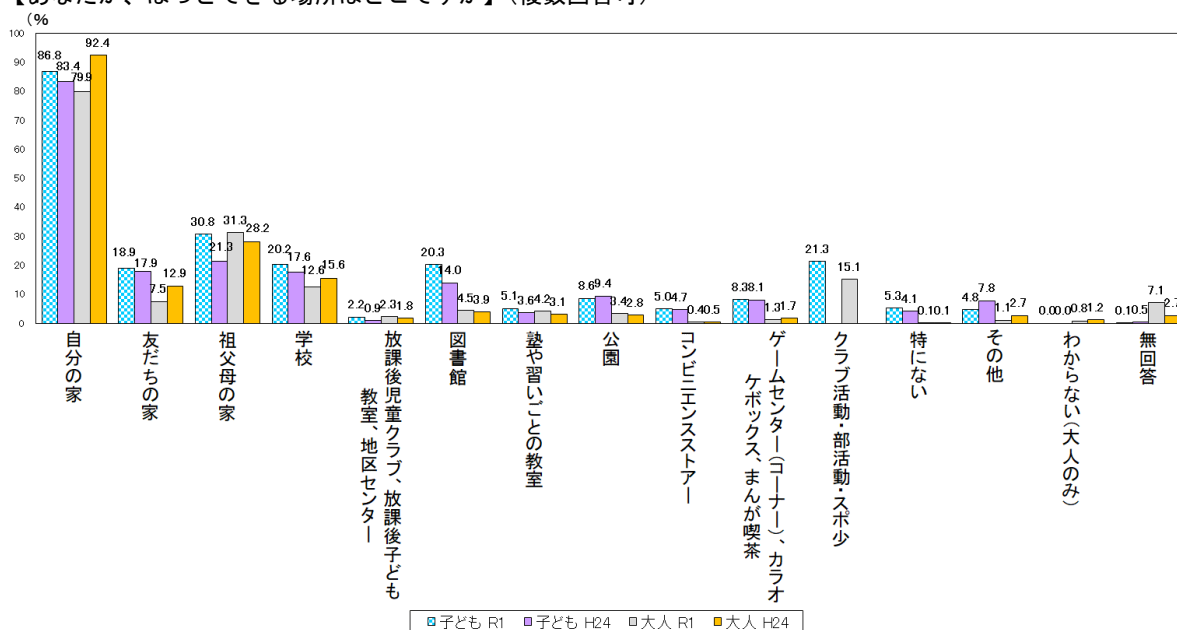
(2) 子どもの普段の生活について

① 安心していられる場所について

子どもに、「あなたが、ほっとできる場所はどこですか」とたずねたところ、「自分の家」が86.8%と最も多く、続いて「祖父母の家」が30.8%、今回の調査で追加した「クラブ活動・部活動・スポ少」が21.3%、「図書館」が20.3%という結果になりました。また、少数ですが、「ゲームセンター、カラオケボックス、まんが喫茶」や「コンビニエンスストア」と回答した子どももいました。

一方、小学生以上の子どもを持つ保護者に、「あなたの子どもがほっとできる場所はどこだと思いますか」とたずねたところ、「自分の家」が79.9%と最も多く、前回の調査と同様に子どもの回答と大きな差は見られませんでした。

【あなたが、ほっとできる場所はどこですか】(複数回答可)



② 相談相手について

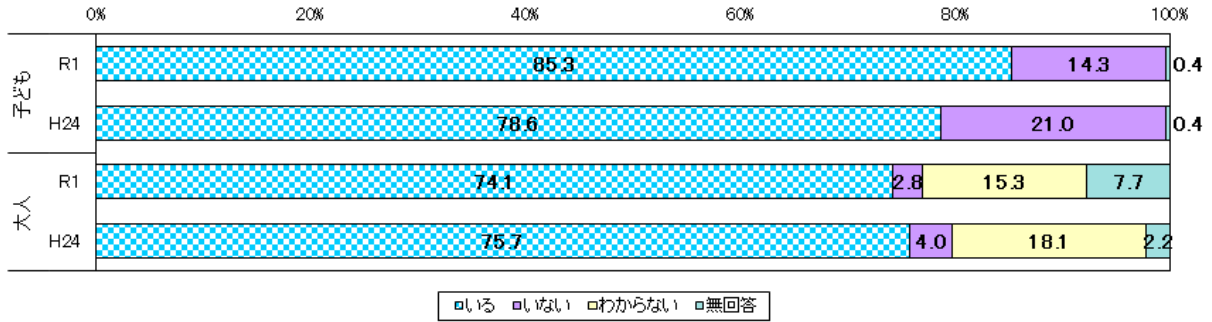
子どもに、「あなたには、不安や悩みがあるときに、気軽に相談できる人はいますか」とたずねたところ、「いる」が85.3%、「いない」が14.3%と、前回調査時より相談できる人がいると答えた子どもが6.7ポイント増えていますが、約7人に1人は気軽に相談できる相手がいないと答えています。

また、「いる」と答えた子どもにその相手をたずねたところ、「学校の友だち」が78.1%と最も多く、続いて「親・兄弟姉妹」が73.4%でした。ただし、年代によって回答に違いが見られ、小学生については、「親・兄弟姉妹」が79.7%と、最も多い結果となりました。少数ですが「インターネットなどでの知り合い」と答えた子どももいました。

一方、小学生以上の子どもを持つ保護者に、「あなたの子どもが不安や悩みがあるときに、気軽に相談できる人がいると思いますか」とたずねたところ、66.3%が「いる」と回答しておりますが、15.3%は「わからない」と回答しています。

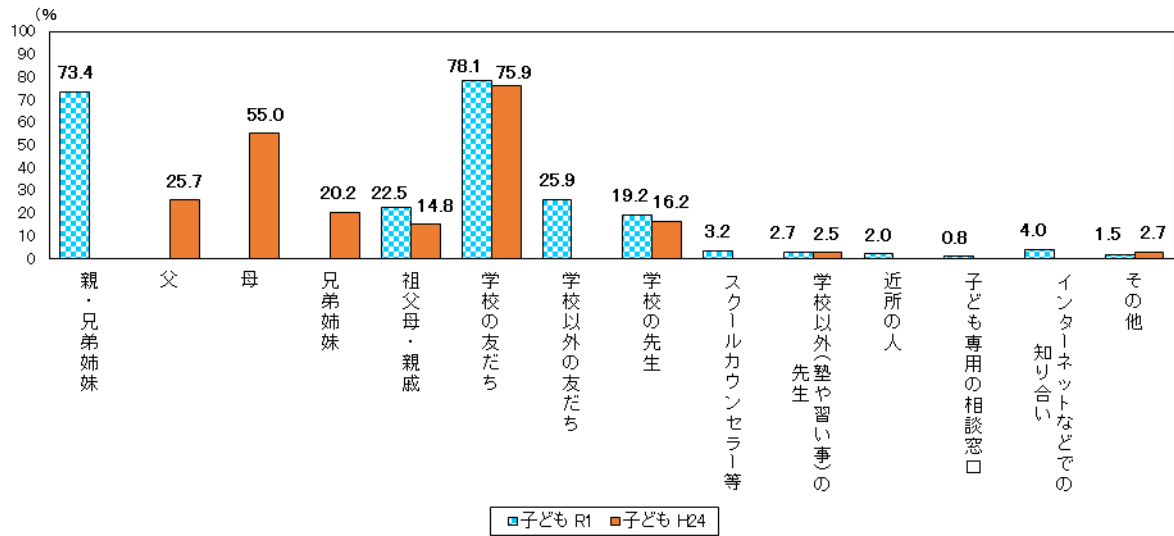
相談相手については、91.1%が「親・兄弟姉妹」と回答していますが、実際に子どもが「親・兄弟姉妹」と答えた割合は73.4%でした。

【あなたには、不安や悩みがあるときに、気軽に相談できる人はいますか】

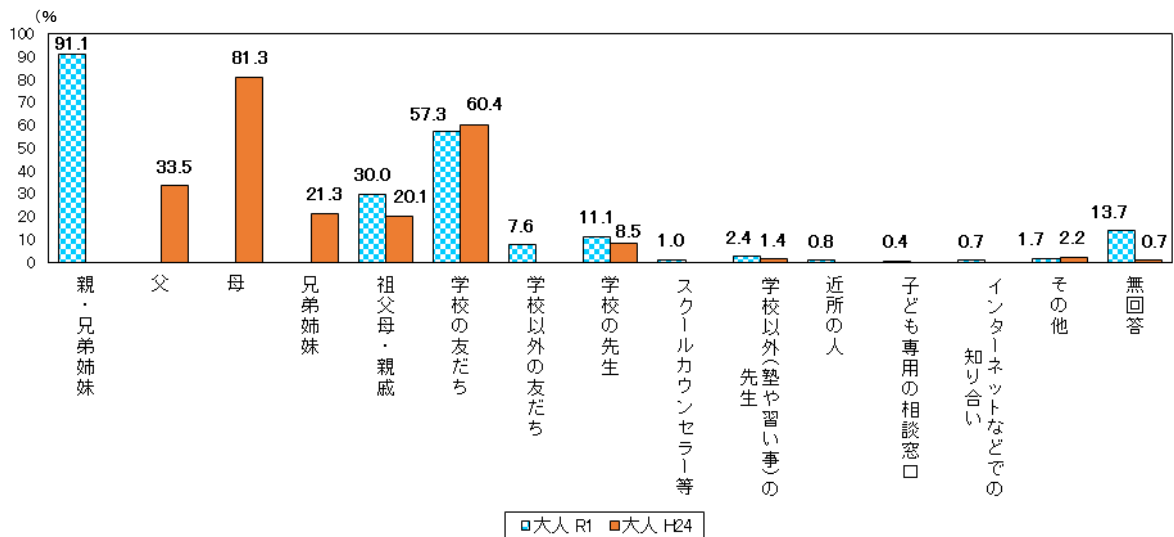


【相談相手】(複数回答可)

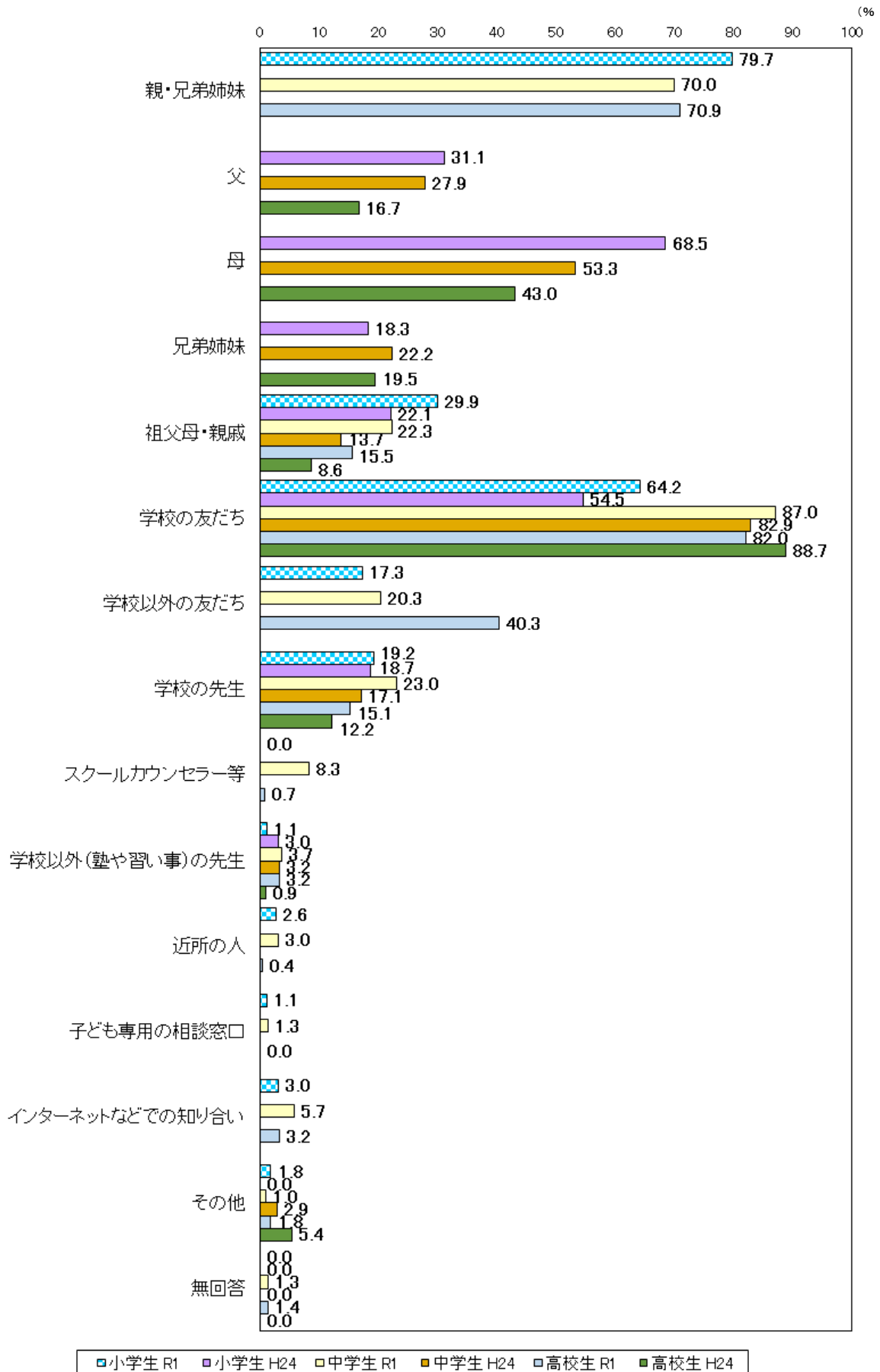
(子ども)



(大人)



(年代別)



③ 子どもが抱えている不安や悩みごとについて

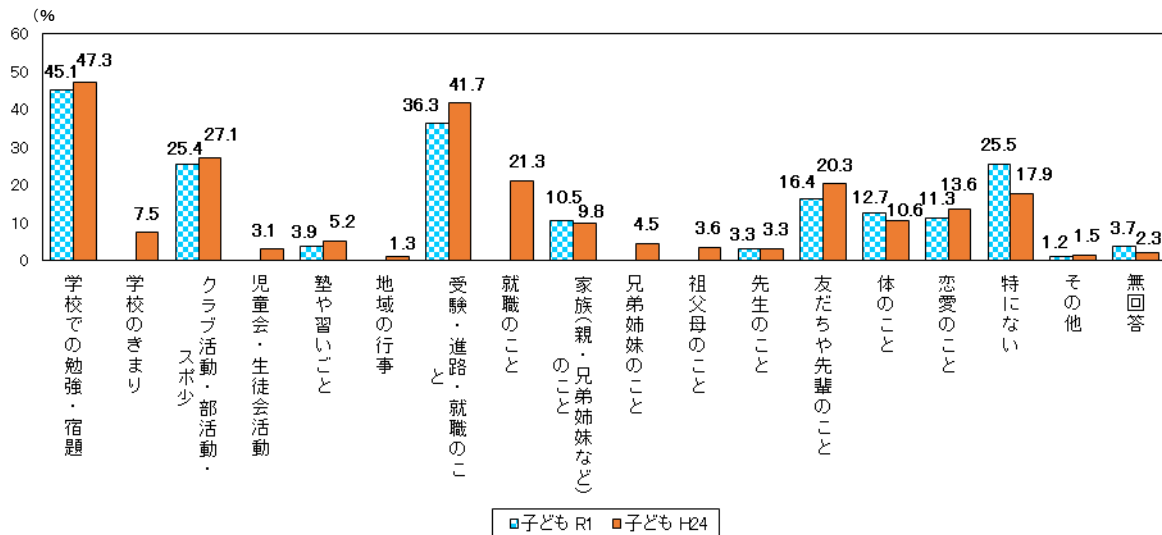
子どもに、「何か不安に思っていたり、悩んでいたりとすることがありますか」とたずねたところ、「学校での勉強・宿題」と答えた子どもが45.1%、続いて「受験・進路・就職のこと」が36.3%、「クラブ活動・部活動・スポ少」が25.4%と、前回調査と同様に、学業やクラブ活動など、学校生活に関する事柄が多い結果となりました。

年代別でみると、小学生は「特にない」が最も多く、37.5%だったのに対し、中高生のほとんどは何らかの悩みを抱えていると思われ、中でも、進学、就職を控えているためか、中学生は「受験・進路・就職のこと」、高校生は「学校での勉強・宿題」が最も多い結果となりました。

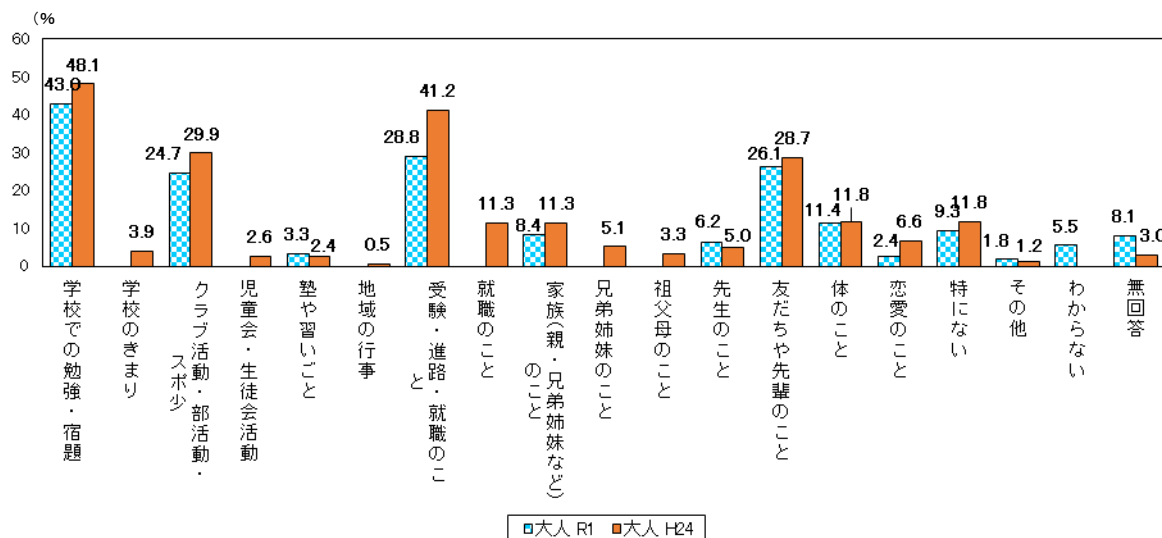
一方、小学生以上の子どもを持つ保護者に、「あなたの子どもが、何か不安に思っていたり、悩んでいたりとすることがあると思いますか」とたずねたところ、「学校での勉強・宿題」が43.0%と最も多く、続いて「受験・進路・就職のこと」が28.8%と、子どもと同様の結果になりました。

【不安に思っていたり、悩んでいたりとすることがありますか】（複数回答可）

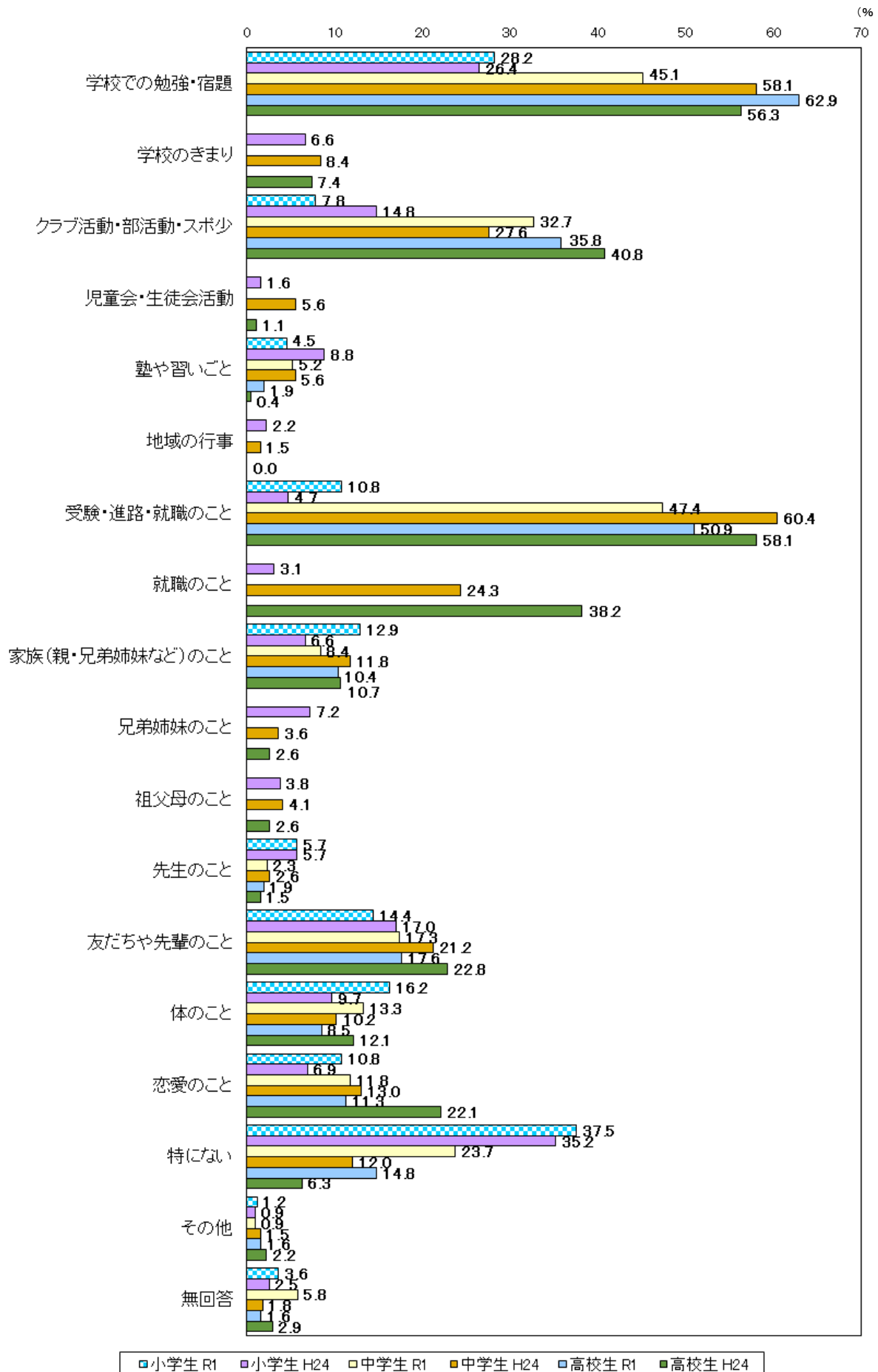
(子ども)



(大人)



(年代別)



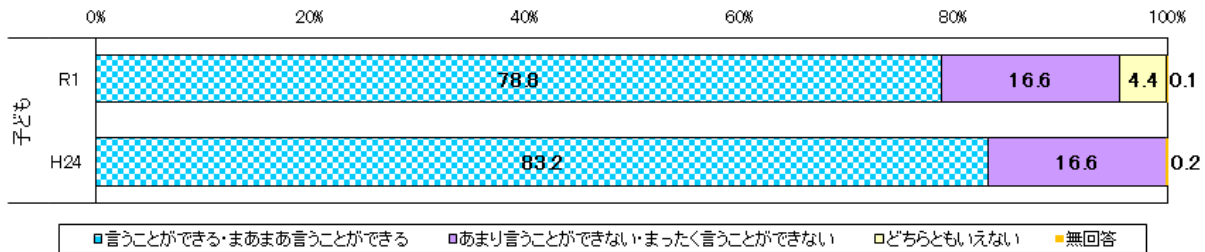
(3) 子どもの参加や意見表明について

① 子どもが意見を述べることについて

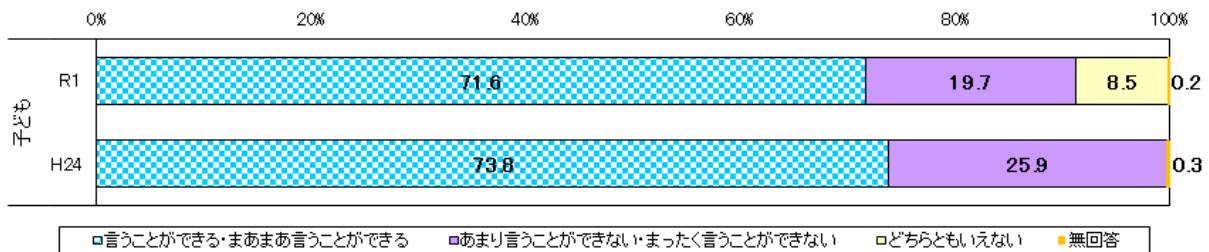
子どもに、「友だちに対して、自分の考えや思いを言うことができますか」とたずねたところ、「言うことができる・まあまあ言うことができる」が78.8%、「あまり言うことができない・まったく言うことができない」が16.6%という結果になりました。言うことができない理由として挙げられたのは「どのように話したら良いのかわからないから」が最も多く56.0%、続いて、「人にきらわれたり、ばかにされるといやだから」が55.4%でした。

また、「周りのおとなに対して、自分の考えや思いを言うことができますか」とたずねたところ、「言うことができる・まあまあ言うことができる」が71.6%と、友だちに対する回答と比較して7.2ポイント低い結果になりました。また、19.7%が「あまり言うことができない・まったく言うことができない」と答えており、言うことができない理由として挙げられたのが、「どのように話したら良いのかわからないから」が62.2%、「自分の考えや思いが聞き入れてもらえないから」が30.6%、「人にきらわれたり、ばかにされるといやだから」が29.1%でした。

【あなたは、友だちに対して、自分の考えや思いを言うことができますか】

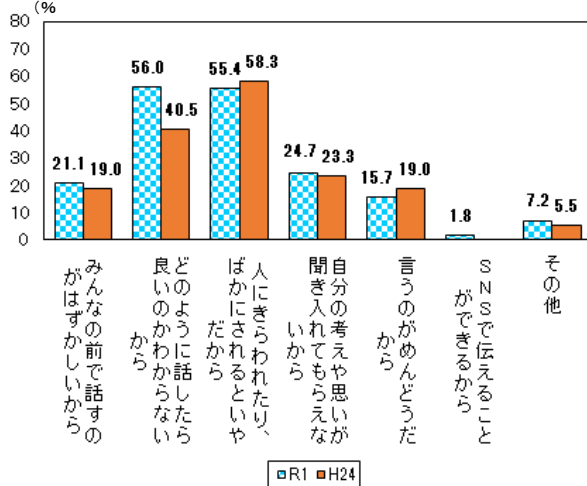


【あなたは、周りのおとなに対して、自分の考えや思いを言うことができますか】

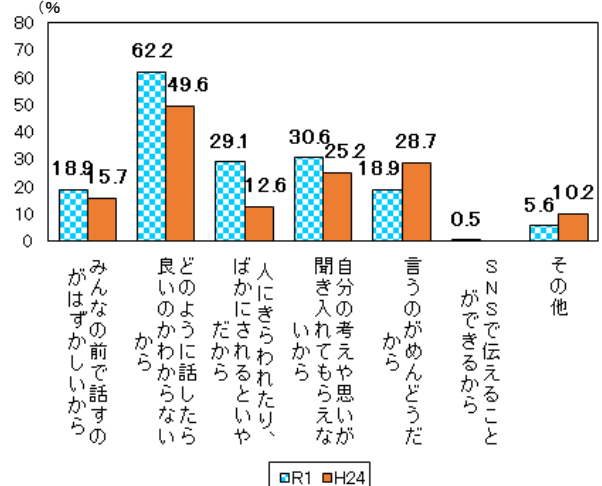


【言うことができない理由】（複数回答可）

（友だちに言うことができない理由）



（大人に言うことができない理由）



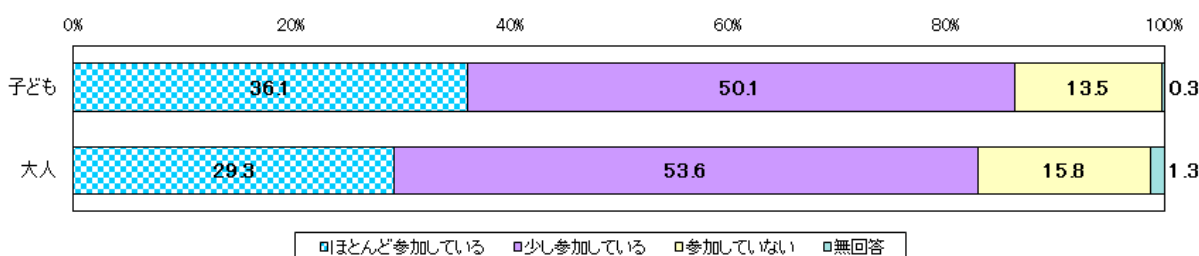
② 地域活動への参加について

子どもに、「地域のおまつりや運動会など、地域の活動に参加していますか」とたずねたところ、「ほとんど参加している」が36.1%、「少し参加している」が50.1%、「参加していない」が13.5%という結果になりました。年代別に見てみると、前回の調査と同様に、年代が上がるにつれて参加が減る傾向が見られ、「ほとんど参加している」と答えた小学生が53.8%だったのに対し、高校生は13.8%にとどまっています。

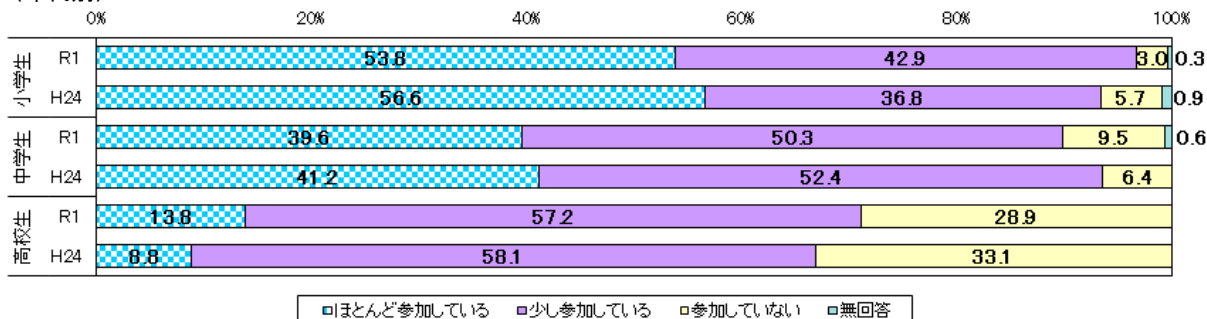
参加していない理由については、「まったく興味がないから」が45.9%、「やっていることを知らないから」が37.8%で、最も参加していない割合が多い高校生の理由も、同様の順番となりました。

一方、大人の地域参加についても、子どもと同様の結果になりました。参加していない理由で最も多かったのは、「忙しいから」で65.1%、続いて、「地域とのつながりが希薄だから」が23.7%となっています。

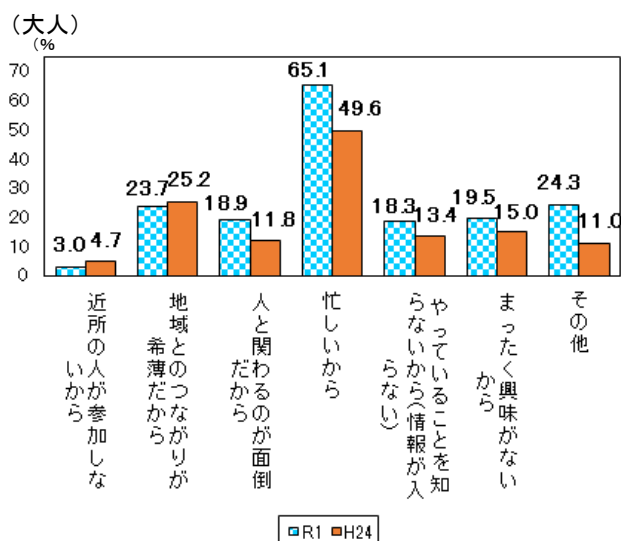
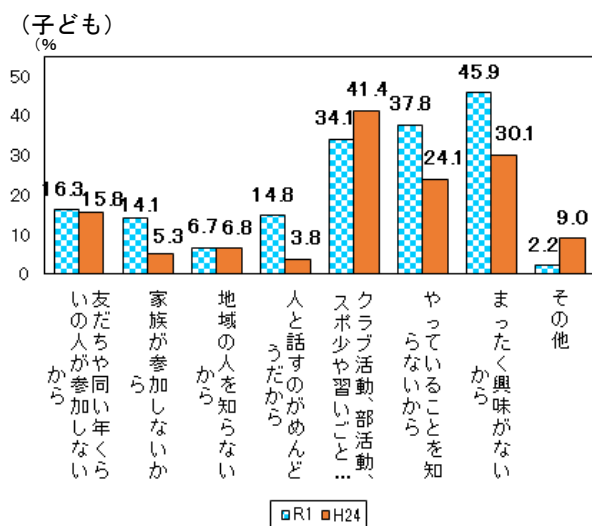
【地域のおまつりや運動会など、地域の活動に参加していますか】



(年代別)



【参加していない理由】（複数回答可）

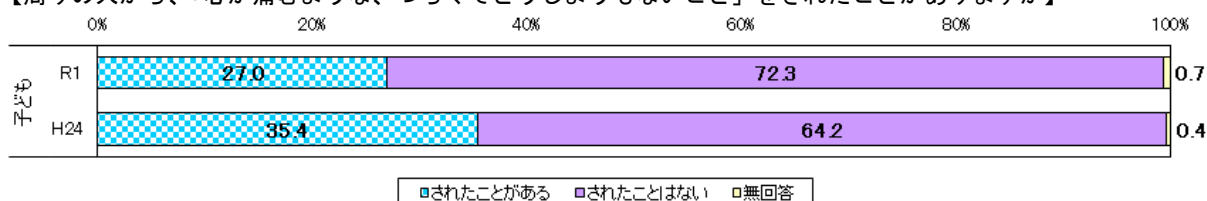


(4) つらい経験の有無と対処について

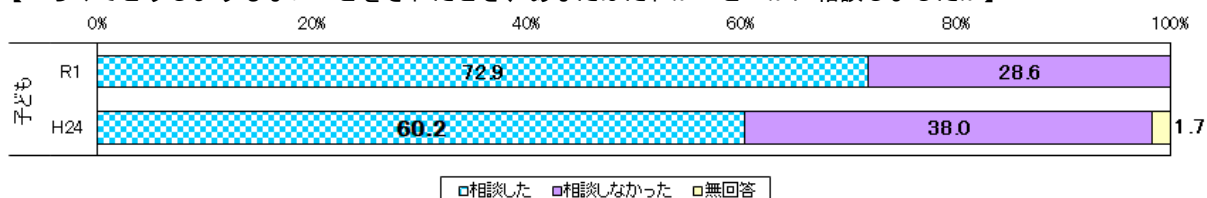
子どもに、「心が痛むような、つらくてどうしようもないことをされたことがありますか」とたずねたところ、「されたことがある」と回答した割合は27.0%と、前回よりも8.4ポイント減少しました。

その「されたことがある」と回答した子どものうち、72.9%が「だれか・どこかに相談」しており、相談相手は「親・兄弟姉妹」が67.9%と最も多く、続いて「学校の友だち」が50.5%、「学校の先生」が44.4%という結果になりました。また、相談した結果、77.0%が「とてもよくなった・少しよくなった」と答えています

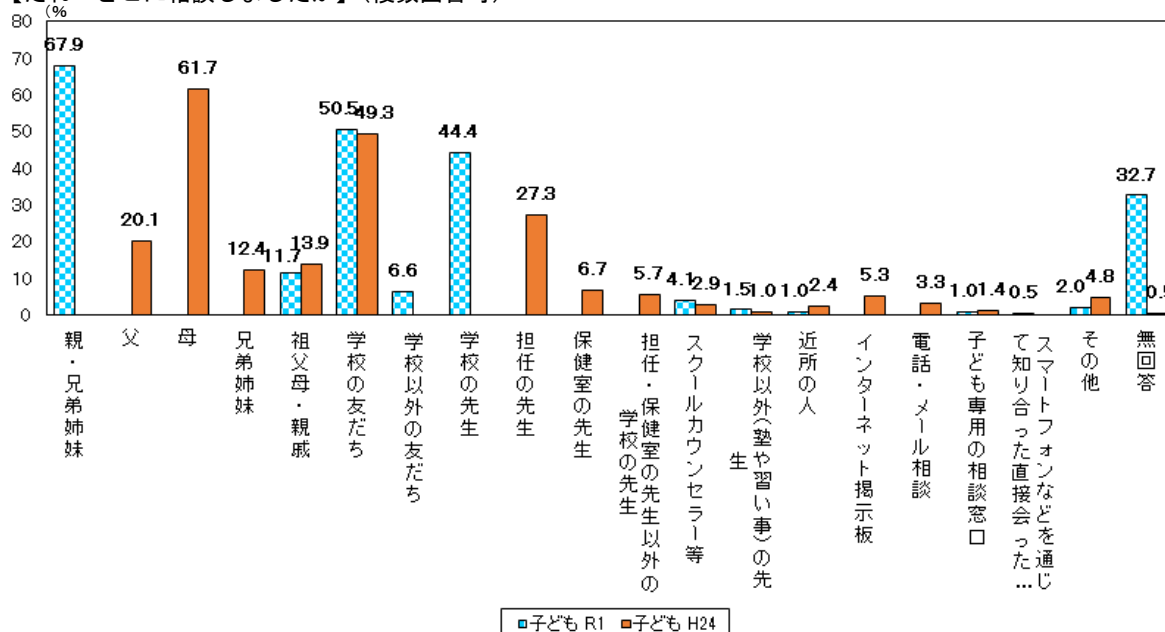
【周りの人から、「心が痛むような、つらくてどうしようもないこと」をされたことがありますか】



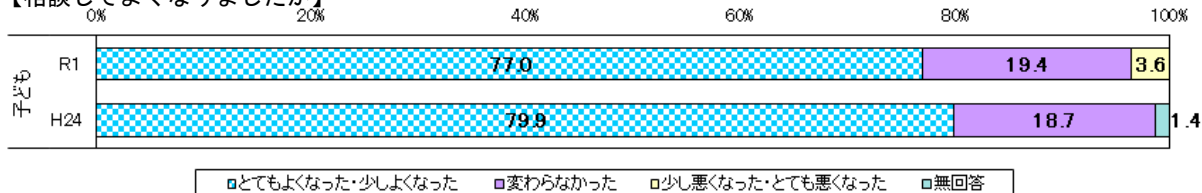
【つらくてどうしようもないことをされたとき、あなたはだれか・どこかに相談しましたか】



【だれ・どこに相談しましたか】(複数回答可)



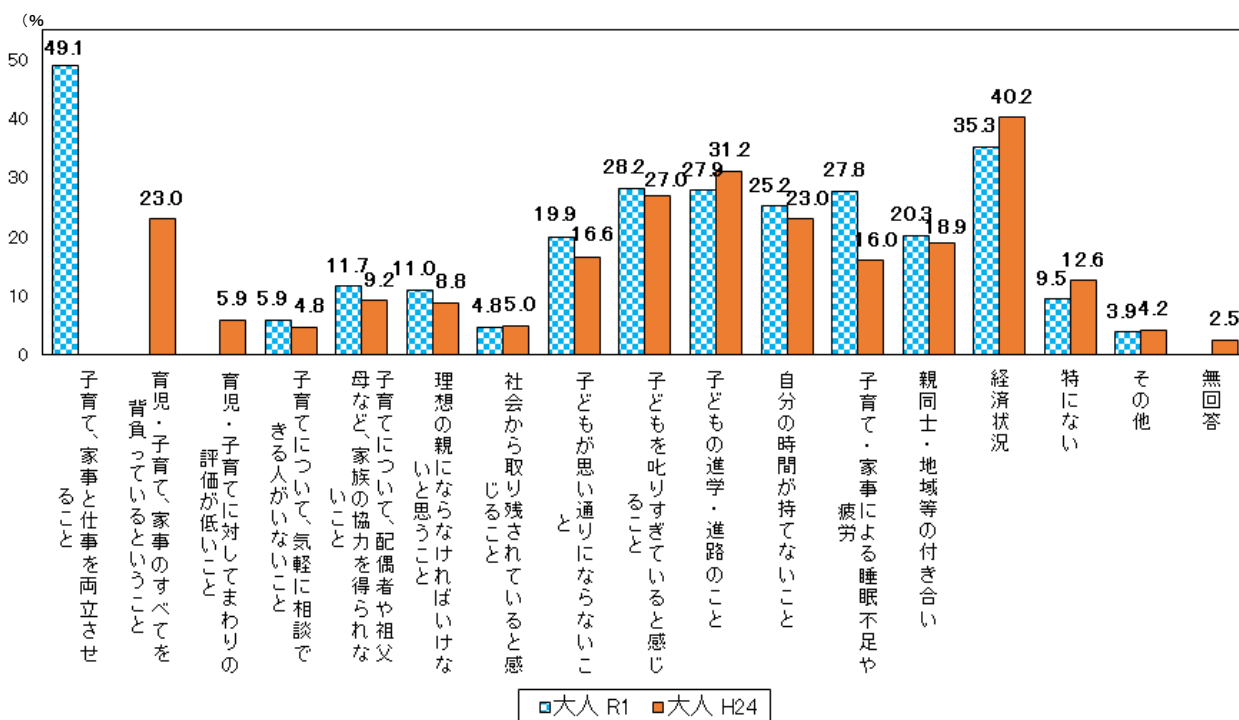
【相談してよくなりましたか】



(5) 育児・子育てに係るストレスについて

保護者に、「育児・子育てをしていて、どんなことにストレスを感じますか」とたずねたところ、最も多かったのが「子育て、家事と仕事を両立させること」で49.1%でした。続いて「経済状況」が35.3%、「子どもを叱りすぎていると感じること」が28.2%でした。

【育児・子育てをしていて、どんなことにストレスを感じますか】(複数回答可)



(6) 相談機関

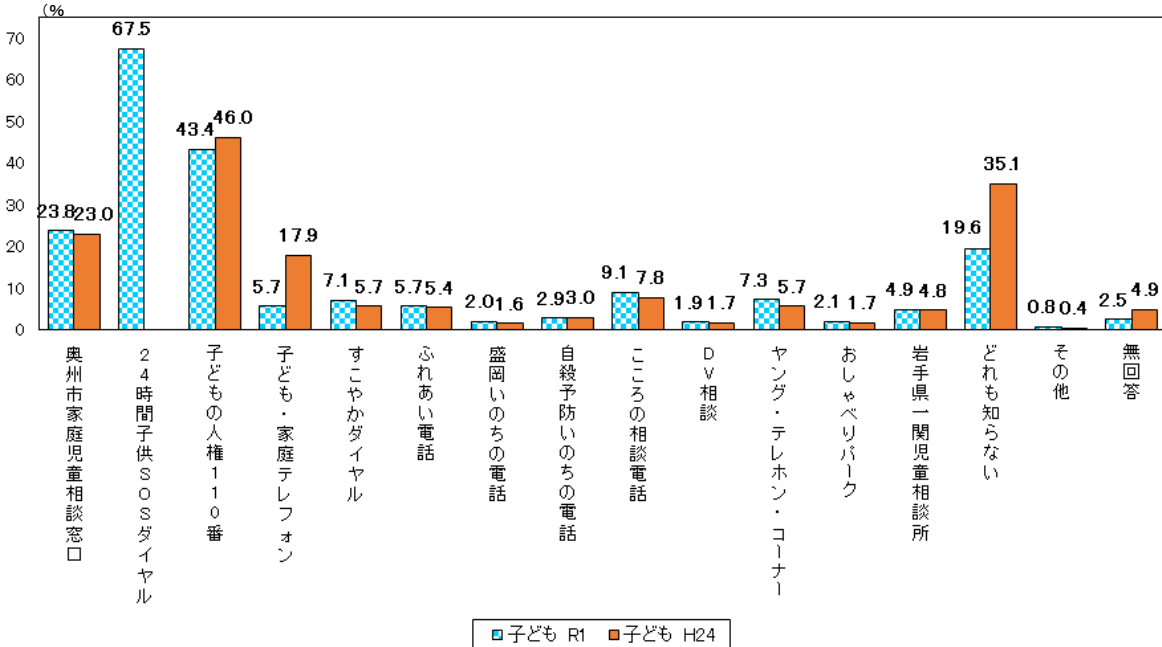
① 子どもの悩みを聞いてくれる相談機関

子どもに知っている相談機関をたずねたところ、岩手県・岩手県教育委員会が設置している「24時間子供SOSダイヤル（いじめ相談電話）」が67.5%と最も多く、次に、盛岡地方法務局が設置している「子どもの人権110番」が43.4%、奥州市役所子ども・家庭課内にある「奥州市家庭児童相談窓口」が23.8%でした。

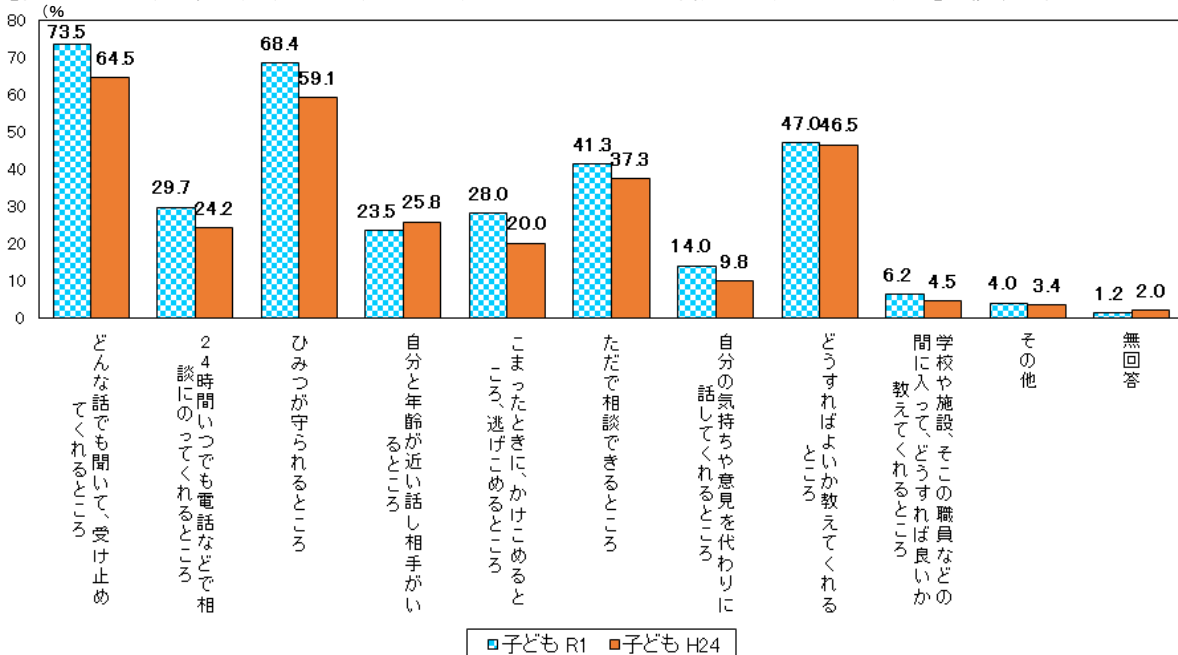
一方、前回の調査では35.1%の子どもが「どれも知らない」と答えていましたが、今回の調査で「どれも知らない」と答えた子どもは19.6%と15.5ポイント減少しています。

続いて、「どのようなところだったら相談しようと思いますか」とたずねたところ、「どんな話でも聞いて、受け止めてくれるところ」が73.5%、「ひみつが守られるところ」が68.4%、「どうすればよいか教えてくれるところ」が47.0%という結果になりました。

【子どもの悩みを聞いてくれるところで、あなたが知っているものはどれですか】（複数回答可）



【悩みごとがある場合、あなたは、どのようなところだったら相談しようと思いますか】（複数回答可）

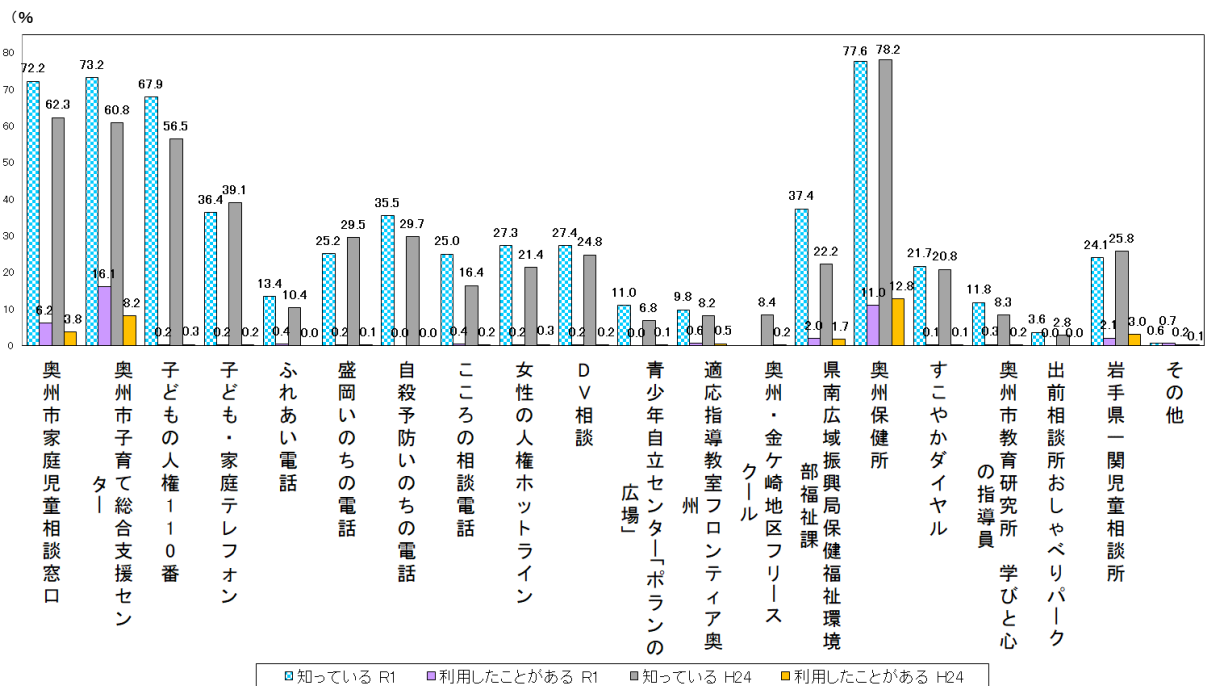


② 子育てまたは子どもに関する悩みを聞いてくれる相談機関

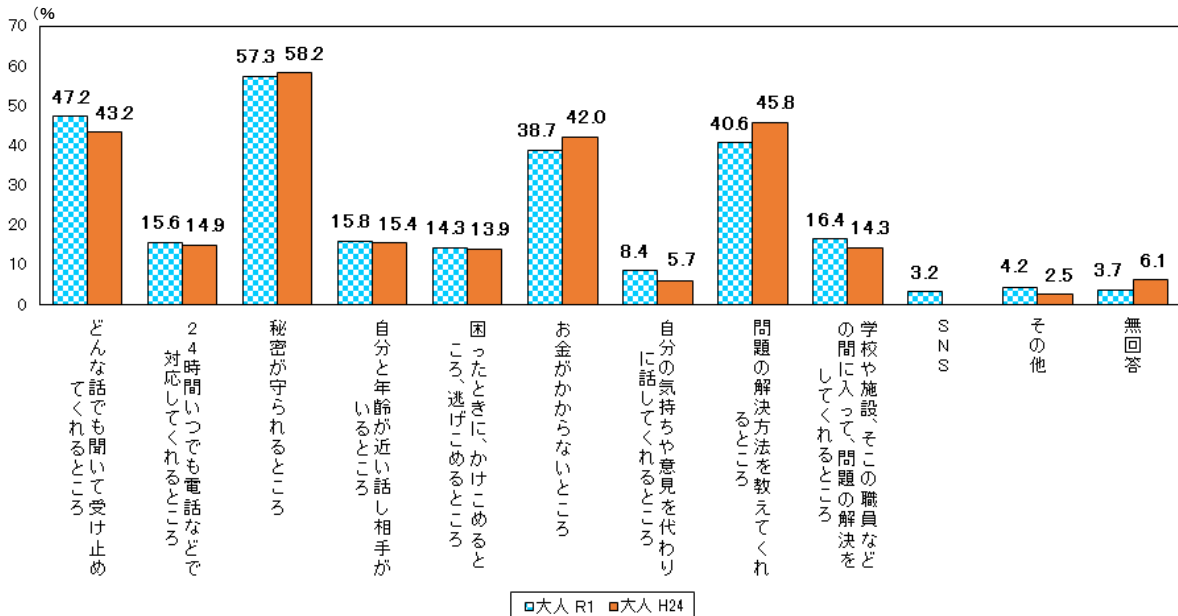
大人に知っている相談機関をたずねたところ、「奥州保健所」が77.6%と最も多く、続いて、「奥州市子育て総合支援センター」が73.2%、「奥州市家庭児童相談窓口」が72.2%、盛岡地方法務局が設置している「子どもの人権110番」が67.9%でした。また、利用したことがある施設をたずねたところ、「奥州市子育て総合支援センター」が16.1%、「奥州保健所」が11.0%、「奥州市家庭児童相談窓口」が6.2%という結果になりました。

続いて、「どのような相談窓口・救済機関であれば利用したいと思いますか」とたずねたところ、「秘密が守られるところ」が57.3%と最も多く、続いて、「どんな話しでも聞いて受け止めてくれるところ」が47.2%、「問題の解決方法を教えてくれるところ」が40.6%、「お金がかからないところ」が38.7%という結果になりました。

【次の施設を知っていますか。また利用したことはありますか】(複数回答可)



【子どものことについて悩んだり困ったりしたとき、どのような相談窓口・救済機関であれば利用したいと思いますか】(複数回答可)



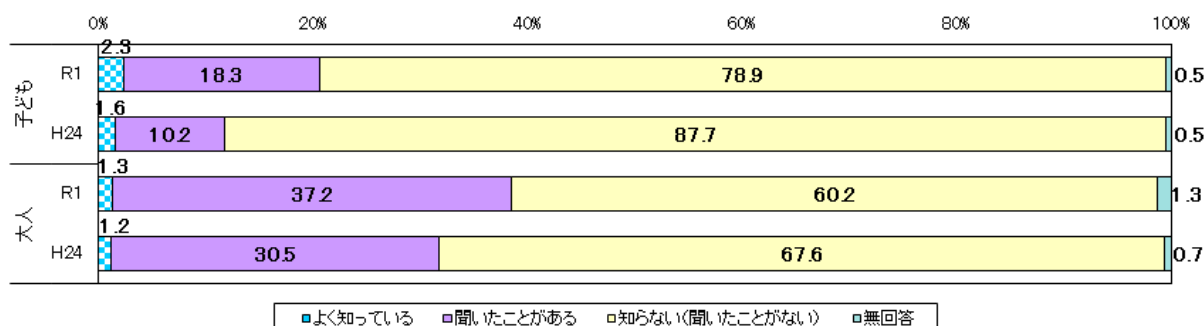
(7) 子どもの権利について

① 奥州市子どもの権利に関する条例の認知度について

「奥州市子どもの権利に関する条例」を知っているかたずねたところ、子ども、大人共に、「よく知っている」と答えた人は、子どもが2.3%、大人が1.3%で、「聞いたことがある」と合わせると、子どもは20.6%と前回から8.8ポイント増加、大人は38.5%と前回から6.8ポイント増加という結果になりました。

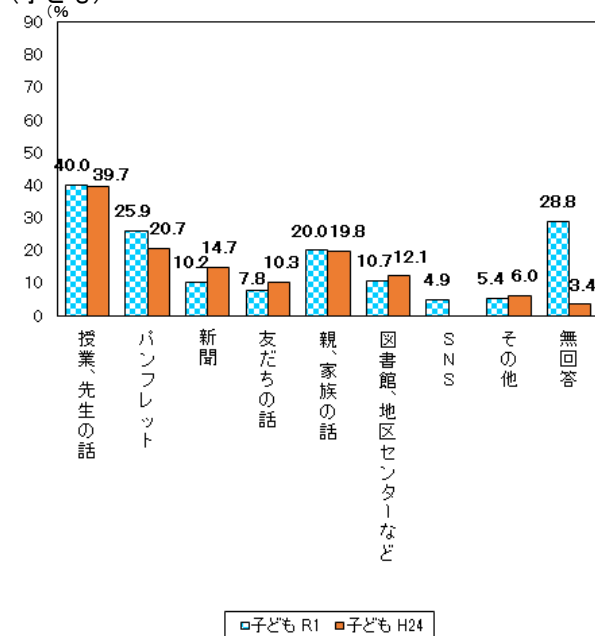
また、知っている人に「どこで知りましたか」とたずねたところ、子どもは「授業、先生の話」が最も多く40.0%、大人は「パンフレット、広報」が81.1%という結果になりました。

【奥州市子どもの権利に関する条例を知っていますか】

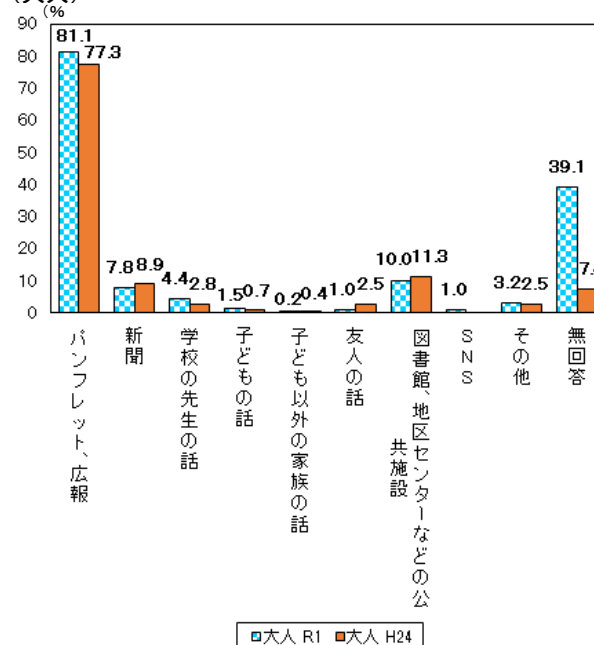


【どこで知りましたか】(複数回答可)

(子ども)



(大人)



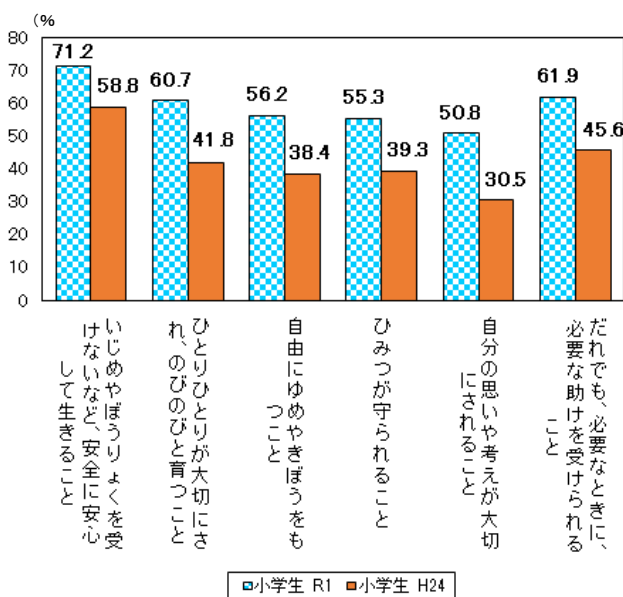
② 子どもを取り巻く環境について

子どもに、「普段の生活で、今よりもっと良くなってほしいと思うことはありますか」とたずねたところ、小学生では「いじめやぼうりよくを受けないなど、安全に安心して生きること」が71.2%、「だれでも、必要なときに、必要な助けを受けられること」が61.9%、「ひとりひとりが大切にされ、のびのびと育つこと」が60.7%という結果になりました。

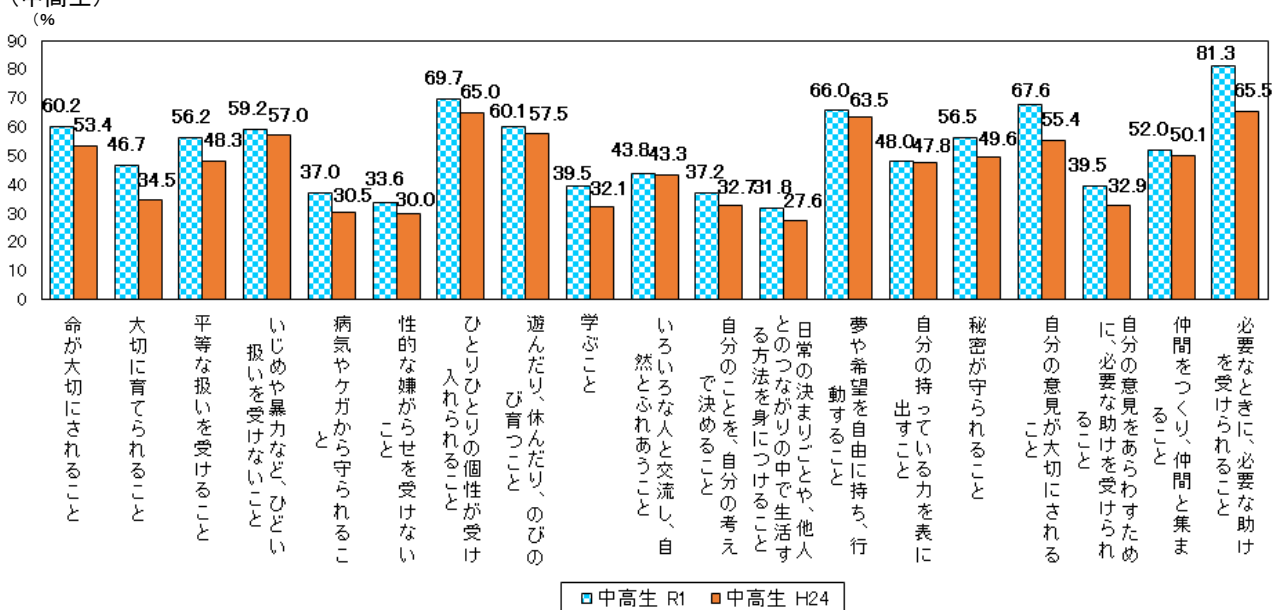
一方、中高生は「必要なときに、必要な助けを受けられること」が81.3%、「ひとりひとりの個性が受け入れられること」が69.7%、「自分の意見が大切にされること」が67.6%という結果になりました。

【普段の生活で、今よりもっと良くなってほしいと思うこと】（複数回答可）

（小学生）



（中高生）



3 課題

第1次推進計画の検証及び「子どもの権利に関する実態・意識調査」の結果を基に、子どもの権利を社会全体で推進する上での課題を以下のとおり整理します。

【課題1 子どもの自己肯定感の育成】

自分を肯定的に認めることは、自信ややる気を育て、同時に、人権尊重の理念^{※5}である、他の人も大切にしようとする気持ちを育てます。

前回の調査と比較し、「自分のことが好きだ」という子どもの割合が増加し、年代毎の差が小さくなっておりませんが、一方で、「あまり好きではない・全く好きではない」という子どもも多くいます。

子どもが自らの存在を肯定的に捉え、他者との関わりや社会への関わりを主体的に行えるよう、子どもに寄り添い、また、成長の過程に沿った自己肯定感の違いにも配慮しながら、子どもへの支援を引き続き充実させていく必要があります。

※5 理念…物事について、こうあるべきだという根本の考え

【課題2 子どもの意見表明・参加機会の拡充】

意見表明とは、他者との関わりの中で感情や意思などを表す自己表現のひとつであり、自立した社会の一員になるためにとっても大切なことです。今回の調査では、子どもの5人に1人が、大人に対して自分の考えや思いを言うことができないと答えており、受け入れる側の大人の意識の変革が求められます。

また、子どもが主体的に活動することは、試行錯誤を繰り返し、表現し、体感することを通して、豊かな気づきをもたらします。今回の調査でも、前回調査と同様に、おまつりや運動会などの地域活動への参加状況について調査しましたが、まったく興味がない、やっていることを知らないという理由で地域活動に参加していない子どもが多いということがわかりました。

子ども達が地域活動に参加しやすい雰囲気づくりを進めるなど、今後、社会の一員として自立していくためにも、子ども達の幅広い社会参加を引き続き推進していくことが大切です。

【課題3 子どもの権利の侵害の防止】

いじめや暴力などは、子どもにとってその後の成長・発達に大きな影響を及ぼす恐れがあります。今回の調査で、小学生の約7割が、いじめや暴力を受けずに、安全に安心して生きることについて、今よりもっと良くなってほしいと望んでいることがわかりました。

条例第4条にあるとおり、子どもは、安全に安心して生きる権利を持っているということを、子どもを含めた全ての市民が理解し、子どもの権利が侵害されることのない社会づくりに引き続き努める必要があります。

【課題4 子どもの権利についての理解促進】

子どもの権利を推進するためには、子どもを含めた全ての市民が子どもの権利を理解し、それぞれの責務を果たすことが必要です。

今回の調査で、平成24年4月に施行された「奥州市子どもの権利に関する条例」を「よく知

っている」、「聞いたことがある」と答えたのが、子どもは 20.6%（前回 11.8%）、大人は 38.5%（前回 31.7%）という結果になりました。

前回の調査結果よりも条例の認知度は上がっておりますが、不十分であり、子どもを含めたより多くの市民が子どもの権利について理解を深められるよう、より一層普及・啓発活動を行う必要があります。

第3章 基本理念及び基本目標

1 基本理念

「全ての子どもがいきいきと輝き、伸びやかにたくましく育ち、
幸せな人生を送ることができるまち」

人は、誰でも生まれながらにして幸せに生きる権利を持っています。

全ての子どもが、自分の持てる力を発揮して、いきいきと自分の可能性を追求し、幸せな人生を送ることができるよう、一人ひとりが子どもの権利を理解し、子どもの育ちを社会全体で支えていくまちづくりを推進します。

2 基本目標

計画の基本理念を実現するため、子どもの権利を推進する上での課題をふまえ、次の4つを子どもの権利に関する推進計画の基本目標として施策^{※6}を推進します。

基本目標1 「自分の良さを認めることのできる心を育みます」

自己肯定感を高めることは、子どもの自信ややる気を育てます。子ども達が他者との比較に依存することなく自分を価値あるものと認められるよう、子ども一人ひとりが大切にされる社会を目指します。

基本目標2 「子どもが参画できる機会を増やします」

子どもは社会の一員です。

子どもを大人のパートナーとして捉え、主体性を大切にしながら、子どもの意見を取り入れた取り組みを推進します。

基本目標3 「相手を思いやる気持ちを育てます」

一人の人間として大切にされているという実感は、他者を尊重しようとする気持ちに繋がります。

他者の異なる点を個性として尊重するなど、他者に対する思いやりが育まれる社会を目指します。

基本目標4 「子どもの権利に対する意識を高めます」

子どもの権利が尊重される社会は、子どもの自己肯定感を高め、基本理念に掲げる幸せな人生をもたらします。

情報の発信や啓発活動を通して、市民の子どもへの権利に対する意識の向上に努めます。

※6 施策…問題について対応し解決を図る実施策

基本理念

全ての子どもがいきいきと輝き、伸びやかにたくましく育ち、幸せな人生を送ることができるまち

推進計画

基本目標 1

自分の良さを認めることのできる心を育みます

推進施策 自己肯定感を高める子育て環境を推進します

基本目標 2

子どもが参画できる機会を増やします

推進施策 子どもの主体性に配慮した取り組みを推進します

基本目標 3

相手を思いやる気持ちを育てます

推進施策 子ども自身の子どもの権利に関する学びを支援します

基本目標 4

子どもの権利に対する意識を高めます

推進施策 子どもの権利に関する普及啓発に取り組めます

第4章 推進施策

基本目標を達成するため、次の推進施策に沿って具体的な取り組みを推進します。

なお、計画に盛り込む施策については、本計画を策定するにあたって調査した子どもの権利に関する実態・意識の現状から見えてきた課題の解決を目指し、取り組みの対象を絞って推進することとします。

基本目標 1 自分の良さを認めることのできる心を育みます

推進施策 自己肯定感を高める子育て環境を推進します

乳幼児期の子育て・親子のふれあいに主眼を置き、次の事業に取り組みます。

具体的な内容

①親子のふれあい推進

親子関係がより豊かなものになるように、遊びや読書など、親子でふれあう機会を積極的に創出するとともに、自分が大切にされていると子どもが感じられるよう、ほめる・認める子育てを推進します。

主な取り組み 地域子育て支援拠点事業、ブックスタート、家庭の日、朝食デイ、奥州市家庭読書の日の普及啓発、各種教室・健診等を通じた保健指導及び支援、妊産婦のメンタルヘルスケア、家庭訪問

②親が自信を持って子育てできる環境づくり

父親、母親が自分に自信を持って子育てができるような環境づくりを進めるとともに、協力して出産・育児に臨む意識づくりを進めます。

主な取り組み 子育て支援センター事業、家庭訪問、各種相談事業、パパママセミナー、男女共同参画推進事業、企業における子育て支援の普及啓発

【指標】

・「自分には良いところがある」と思っている子どもの割合

現状値 58.4 % (令和元年度)  70.0% (令和6年度)

※ 令和元年度数値は「奥州市子どもの権利に関するアンケート調査」結果による

基本目標 2**子どもが参画できる機会を増やします****推進施策****子どもの主体性に配慮した取り組みを推進します****具体的な内容****①地域における子どもの活動の充実**

子どもを地域の一員として大切にし、地域行事や奉仕活動、体験活動に参加しやすい雰囲気をつくるなど、子どもの活動機会や活動の場の拡大に努めます。

主な取り組み 教育振興運動の推進、地域主体の取り組みにおける子どもの参加、子ども会活動、ジュニアリーダー活動

②学校における子どもの自主的な活動の推進

学校における子どもの自主的な活動を推進し、自己の素質や能力などを発展させる機会の創出に努めます。

主な取り組み キャリア教育、総合的な学習の時間、児童会・生徒会活動、学級活動等の特別活動の推進

【指標】

・「周りの大人に、自分の考えや思いを言うことができる」と思っている子どもの割合

現状値(令和元年度) 71.6%  80.0%(令和6年度)

・「友だちに、自分の考えや思いを言うことができる」と思っている子どもの割合

現状値(令和元年度) 78.8%  90.0%(令和6年度)

※ 令和元年度数値は「奥州市子どもの権利に関するアンケート調査」結果による


基本目標 3**相手を思いやる気持ちを育てます****推進施策****子ども自身の子どもの権利に関する学びを支援します****具体的な内容****①子ども自身の子どもの権利に関する学びの支援**

道徳教育や生徒指導などを含むすべての教育活動を通して、自己肯定感や他者を思いやりたり助け合ったりする心について学ぶなど、子ども自身の子どもの権利に関する学びを支援します。

主な取り組み

ボランティア教育、思春期保健講話事業、
子どもの権利に関する子ども向けの普及啓発資料の作成、
思いやりの心を育む道徳教育や生徒指導を充実、
中学生のための命の大切さを考える講演会、孫世代のための認知症講座
人権擁護委員による人権啓発事業、社会福祉協力校

【指標】

・「奥州市子どもの権利に関する条例」を知っている、聞いたことがある子どもの割合
現状値(令和元年度) 20.6%  60.0%(令和6年度)

※ 令和元年度数値は「奥州市子どもの権利に関するアンケート調査」結果による。

基本目標 4**子どもの権利に対する意識を高めます****推進施策****子どもの権利に関する普及啓発に取り組みます****具体的な内容****①子どもの権利に関する普及啓発及び学びの支援**

広報やホームページ、各組織の活動を通して、子どもの権利に対する理解をより深めることができるよう啓発します。

主な取り組み

ホームページ等での普及啓発、人権擁護委員による人権啓発事業、教育振興運動の推進、子育てサポーターの養成と活用

【指標】

・「家族や友だち、先生など、周りの人から大切にされている」と思っている子どもの割合

現状値(令和元年度) 78.6%  85.0%(令和6年度)

※ 令和元年度数値は「奥州市子どもの権利に関するアンケート調査」結果による。

・「奥州市子どもの権利に関する条例」を知っている、聞いたことがある大人の割合

現状値(令和元年度) 38.5%  50.0%(令和6年度)

※ 令和元年度数値は「奥州市子どもの権利に関する実態・意識調査」結果による。

第5章 計画の推進と評価

1 計画の推進体制

(1) 市民とのパートナーシップ

計画の推進にあたっては、行政のみでなく、社会全体で取り組む必要があるため、人権、福祉、教育等の子どもに関わる分野において学識経験を有する者、市民の公募委員、中学生以上の子どもからなる「奥州市子どもの権利推進委員会」において、計画を総合的かつ効果的に推進するための協議をするなど、家庭、地域、企業と連携を深めながら施策を推進していく体制の整備に努めます。

(2) 庁内体制

市長を本部長、副市長を副本部長とする「奥州市子どもの権利推進本部」において、計画を総合的かつ効果的に推進するための部局横断的な協議を行います。

また、本部に「幹事会」を置き、実際に事務を行なっている担当課レベルでの細かな検討を行います。

2 計画の評価・検証

本計画の実施状況については、毎年度自己評価を行なうほか、奥州市子どもの権利推進委員会において、総合的かつ客観的な検証を行います。

また、計画期間中の社会情勢の変動も予想されることから、子どもの権利保障の状況を把握するため、子どもの権利に関する実態・意識調査を実施し、令和4年度において中間評価を行うこととします。